

1 審査会の結論

口座番号の部分を除き、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

異議申立書のとおり

公文書公開請求日：平成25年2月10日（平成25年2月12日受付）

公開請求の内容：平成25年1月16日実施された監査事情聴取の際に議会事務局総務調査室が提出した関係書類及び政務調査費の交付額以上の支出をした会派は認められないとされる事実証明書類の公開

実施機関の処分：平成25年2月26日付名議第437号（部分公開決定）

3 実施機関の説明趣旨

実施機関の説明は、平成25年1月16日、名張市監査委員が実施した監査の際に提出した資料一式の写しを公開した。その写しのうち、市議会各会派が政務調査費を受け入れる口座関連情報（金融機関名、金融機関の支店名、口座の種別、口座番号、口座名義人）の箇所については、情報公開条例第6条第1項第3号または第4号の規定に基づき非公開としたというものである。

4 異議申立て理由

異議申立書のとおり

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正か

つ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

## (2) 本決定について

本件の審査に当たり、実施機関からの聴取を行った。

異議申立人の異議申立て理由から、公開した公文書以外の公文書の公開を求めて異議申立てしているものとして、該当する公文書の存在について、実施機関に聴取を行ったところ、該当する公文書はすべて公開したことを確認した。

なお、実施機関の説明によれば、公開した公文書のうち非公開とした部分については、市議会各会派が政務調査費の交付を受けるために開設した金融機関の口座情報であることから、それ以外の不適切な入金を防止するため、口座情報の一切を非公開とするべきと判断したというものであった。

不適切な入金を防止する目的は、口座関連情報（金融機関名、金融機関の支店名、口座の種別、口座番号、口座名義人）のうち、口座番号のみを非公開とすれば達することができるから、口座番号のみを非公開とし、それ以外の情報（金融機関名、金融機関の支店名、口座の種別、口座名義人）は公開するべきである。

## (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容                          |
|-------------|----------------------------------|
| 平成25年 4月 8日 | 諮問書受理                            |
| 平成25年 6月10日 | 第61回名張市情報公開審査会 審査<br>実施機関からの意見聴取 |
| 平成25年 8月27日 | 第62回名張市情報公開審査会 審査<br>実施機関からの意見聴取 |
| 平成25年11月 6日 | 第63回名張市情報公開審査会 審査                |
| 平成26年 1月22日 | 第64回名張市情報公開審査会 答申                |

## 7 審査会委員

| 職 名    | 氏 名     | 役 職 等        |
|--------|---------|--------------|
| 会 長    | 前 田 定 孝 | 三重大学人文学部准教授  |
| 会長職務代理 | 大 塚 耕 二 | 三重弁護士会 弁護士   |
| 委 員    | 三 宅 裕一郎 | 三重短期大学法経科准教授 |
| 委 員    | 國 富 静 代 | 名張市人権擁護委員    |
| 委 員    | 中 谷 由希子 | 三重弁護士会 弁護士   |